

この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。
一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

2008.05.12

消費者行政の一元化を目指す政府の取組みに学ぶ

星川欣孝

省庁縦割りになっている消費者行政の一元化への取組みは、消費者・生活者の長年にわたる強い要請に押されて2月8日の閣議決定により消費者行政推進会議が設置されて以来、初めて内閣ベースで本格的に取り組みられてきた。そして、4月2日の第4回会合における佐々木座長の論点整理を踏まえて、4月23日の第6回会合においては福田首相から内閣府の外局として「消費者庁」を来年度新設する方針が表明された。

関係省庁の権限を抜本的に組み直すこのような方向性が助走期間に数十年を要しながら極めて短期間の論議により確定した背景には、消費者行政の現在の体制・対応に深刻な問題があることを数多くの事例が実証したことがある。そして、佐々木座長が論点整理において「消費者利益の確立」を中核に据えた21世紀に相応しい行政体制に転換するためには、消費者行政を一元的に推進する強力な権限を持った新組織の創設が不可欠であることを明確に提示したことも寄与したであろう。

佐々木座長はまた、第6回会合において新組織の形態に関する論点整理を提示した。その論点整理では新組織が満たすべき6項目の原則に照らして新組織の2つの選択肢、つまり、内閣府に置く機関の独立官庁型(消費者庁)と行政委員会型の優劣を比較している(付表参照)。6原則の内容は、消費者にとって分かりやすいこと、消費者がメリットを十分実感できること、迅速な対応(緊急時の司令塔)、専門性の確保、透明性の確保および効率性の確保であり、推進会議の各委員の提案を基に作成されている。

新組織が備えるべき条件にこのような原則を立てることは、考えられる複数の選択肢から最善のものを選定することに役立つだけではない。こうした手続きの実行は会議における論議の方向付けや重点化にとって極めて有効である。さらには、6原則の および の「消費者」を規制の影響を受ける当事者や市民に置き換えれば、現代民主制に相応しい規制が備えるべき基本条件であることにこの6原則の重要性がある。

日本の現在の規制行政において省庁縦割りの弊害が著しい分野は消費者行政に限られない。化学物質管理行政においても関係省庁の協働が不適切なために社会に不要な悪影響を及ぼした事例は、アスベスト曝露の発がん影響の拡大、内分泌攪乱性化学物質への社会の不安感の増幅、化学物質の分類・表示の世界調和システム(GHS)への関係省庁のバラバラな対応など枚挙に暇がない。

しかし、化学物質管理行政におけるより深刻な事態は、化学物質を一元的に管理する総

合管理体系の世界的な普及を目指す国際協調活動が、度重なる国際合意にもかかわらず日本国内では着手できていないことである。具体的には、2002年9月の持続可能な発展世界首脳会議(WSSD)で合意された2020年目標を達成するために国際化学物質管理戦略(SAICM)で特定された管理能力強化に関わる諸課題が、国民の視点を欠いた縦割り行政に阻まれて放置されていることである。

国際化学物質管理戦略(SAICM)で特定された管理能力強化に関わる諸課題の中で最も重要な課題は、広く関係者の参画を得て日本の化学物質管理体制の現状を総体的に分析して改善すべき課題を明確にし、改善行動計画を策定して実行することである。この課題はまさに、政府が消費者行政の一元化で実施した取組みが日本の化学物質管理体制の抜本的改善にも当てはまる世界の慣行であることを意味している。

しかるに、現在、化学物質管理を担う厚生労働省、経済産業省および環境省が取り組んでいることは、2007年3月の産業構造審議会専門委員会の中間取りまとめに「わが国の化学物質政策が直面する課題」や「WSSDの国際合意の実現」という言葉は使われているものの、その実態は3省が所管する化学物質審査規制法と化学物質管理促進法の枠組みを既定の前提にして単に管理手法の手直しに終始している。また、消費者行政の見直しで明示されたような当事者や市民の視座に欠け、規制が備えるべき基本原則への配慮もない。それゆえ、各省をベースとした、言い換えれば、各省の枠内の審議会方式によるこれら二法の見直しは縦割り行政を助長し、かつ、世界の趨勢である当事者と市民が求める化学物質総合管理体系からますます遠ざかる可能性が極めて高い。

政府が現在行うべきことは、度重なる国際公約を誠実に履行して時代遅れの使い勝手の悪い化学物質管理法制を抜本的に変革するため、省庁の権限の枠を温存することなく化学物質管理行政の実効的な一元化を目指す取組みに着手することである。具体的には、包括的な化学物質総合管理の新法を制定するとともに、各省から化学物質管理に係る法令を移管し、また、関係する組織・人員を移管して500人規模の化学物質総合管理庁(仮称)を創設することである。

この資料の一部または全部を著者に無断で転用することはできません。

付表 消費者行政を一元的に担う独立行政機関の優劣比較

原則	内閣府設置独立官庁型	行政委員会型
1. 消費者に分かりやすい	一元的窓口、情報収集・発信の一元化を行うに相応しい組織	同左
2. 消費者がメリットを十分実感 1) 対象分野（経済取引、安全、表示等） 2) 基本政策の企画・立案 3) 総合調整 4) 勧告	消費者問題一般（経済取引、安全、表示等）を担当可能 消費者基本法など基本政策を担当 各省施策の総合調整可能 担当大臣が各省大臣へ勧告可能	同左（公取委型は担当分野のみ） 消費者基本法など基本政策の企画・立案の担当は困難 総合調整権限を持つことは困難 一般に各省大臣への勧告権限なし
3. 迅速な対応（緊急時の司令塔）	1) 担当大臣、長官の明確な責任体制 2) 緊急時に迅速な対応可能	合議制組織のため、責任の明確性や迅速性が課題
4. 専門性の確保	民間採用や他省庁からの人材活用など消費者行政の幅広い専門性の確保・育成可能	左に加え、独立性が強いので科学的知見に基づく客観的判断可能*
5. 透明性の確保	「消費者政策委員会」的なものの活用により消費者の意見の反映可能	委員会に消費者委員を入れれば消費者意見の反映容易*
6. 効率性の確保	1) 新たに大規模な執行組織を作るのは非現実的、組織肥大化の批判 2) 執行業務の多くを地方自治体へ権限委譲、他省庁出先へ委任 地方分権との両立 3) 最低限の自前の執行組織必要 国民生活センターの活用等を検討	同左

（佐々木毅「第6回消費者行政推進会議提出資料」を一部表現変更）

* 専門性および透明性の確保に関する行政委員会型の追加利点は行政委員会型に限定される利点ではない。独立官庁型にも適合する（星川註）。